

令和6年度第2回 府中市教育委員会いじめ問題対策委員会

日時:令和7年1月24日(金)午前9時30分から
於:府中市役所「おもや」4階A401会議室

府中市立小・中学校におけるいじめの現状と取組状況について

1 いじめの状況（令和5年度）

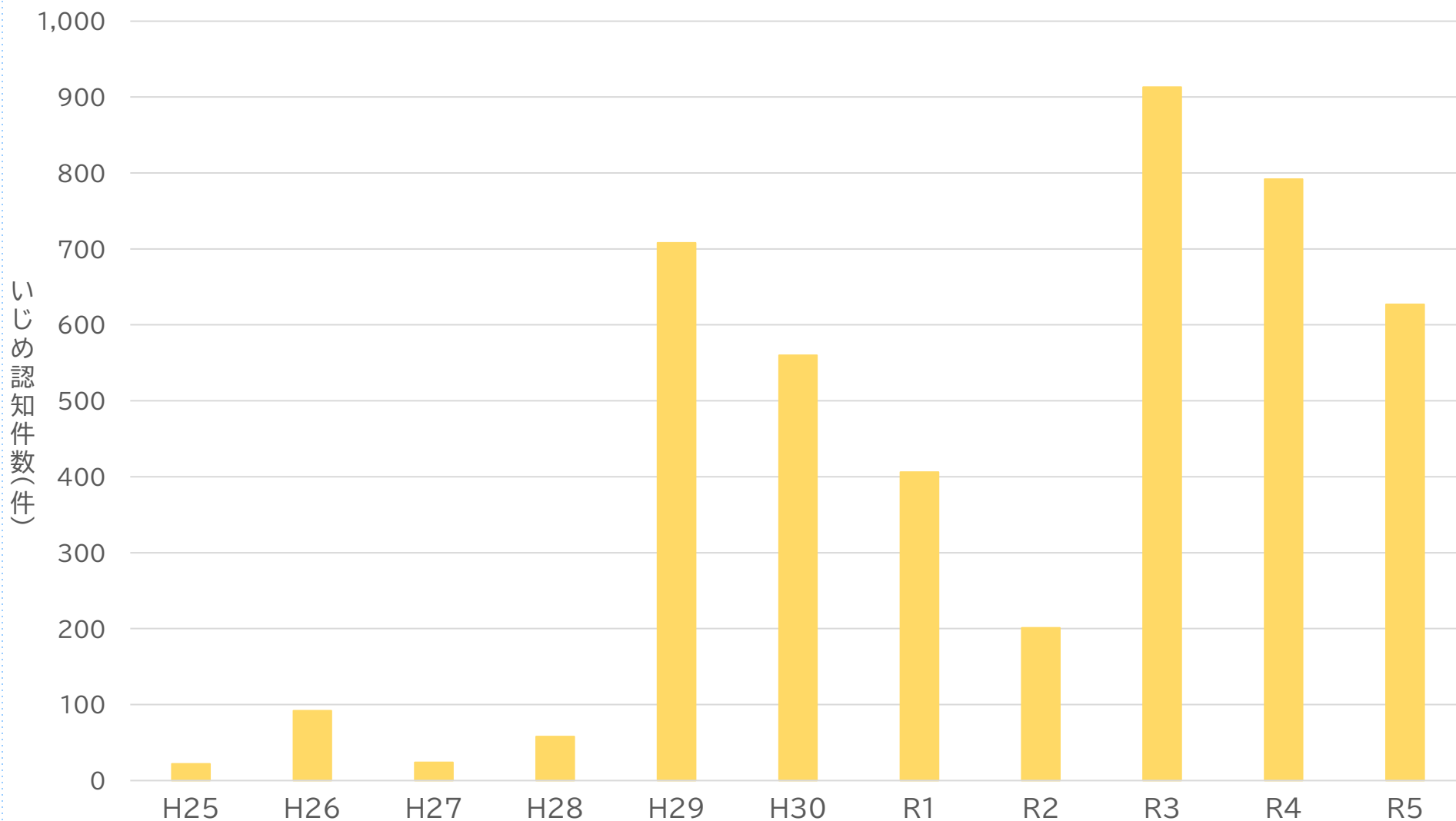
- （1）いじめ認知件数の推移
- （2）学年別 いじめ認知件数
- （3）解消しているものの割合
- （4）いじめ発見のきっかけ
- （5）いじめられた児童・生徒の
相談状況
- （6）いじめの態様

2 いじめ防止等に向けた取組（令和6年度）

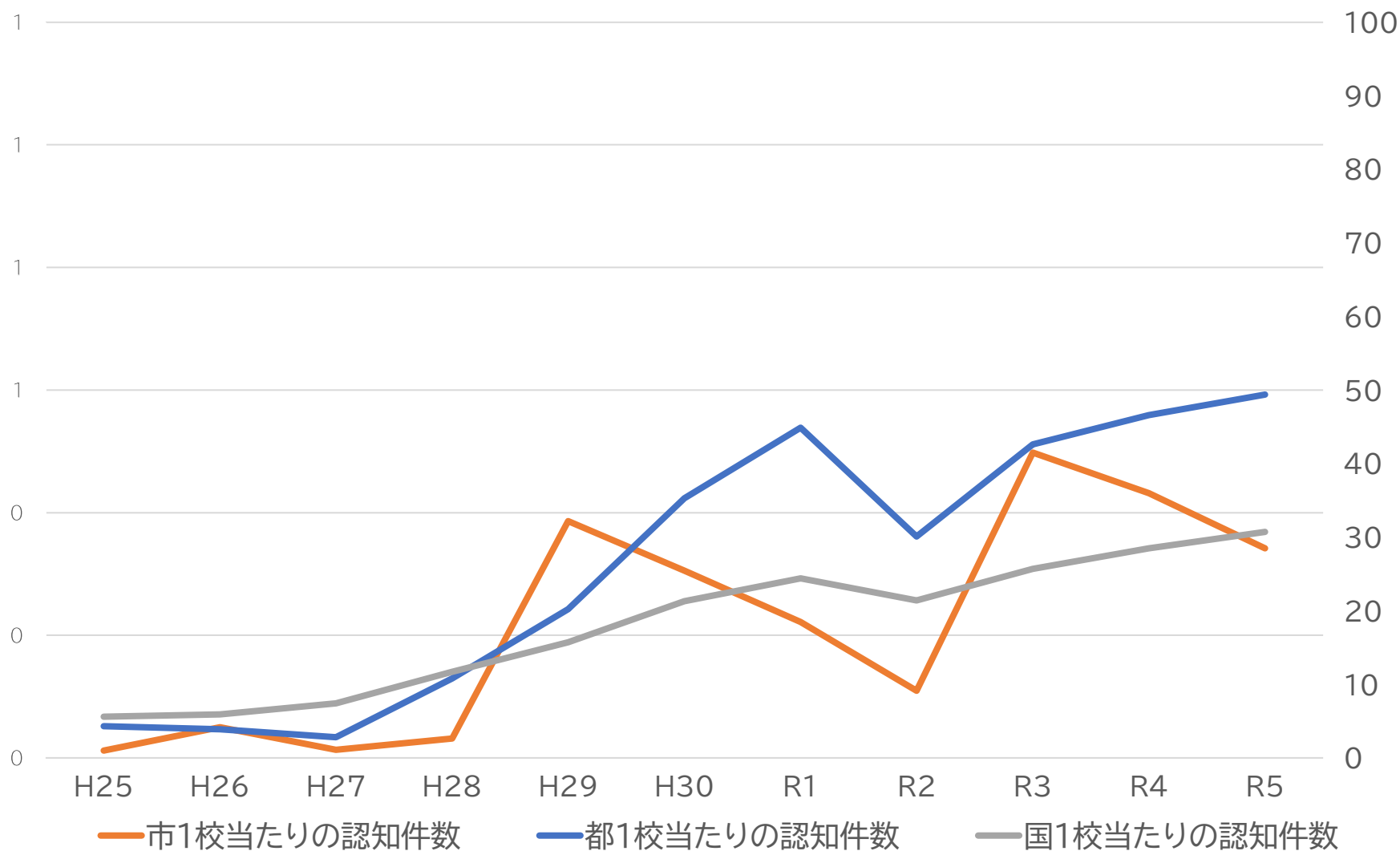
- （1）小・中学校の取組
- （2）市教育委員会の取組

3 今後の対応

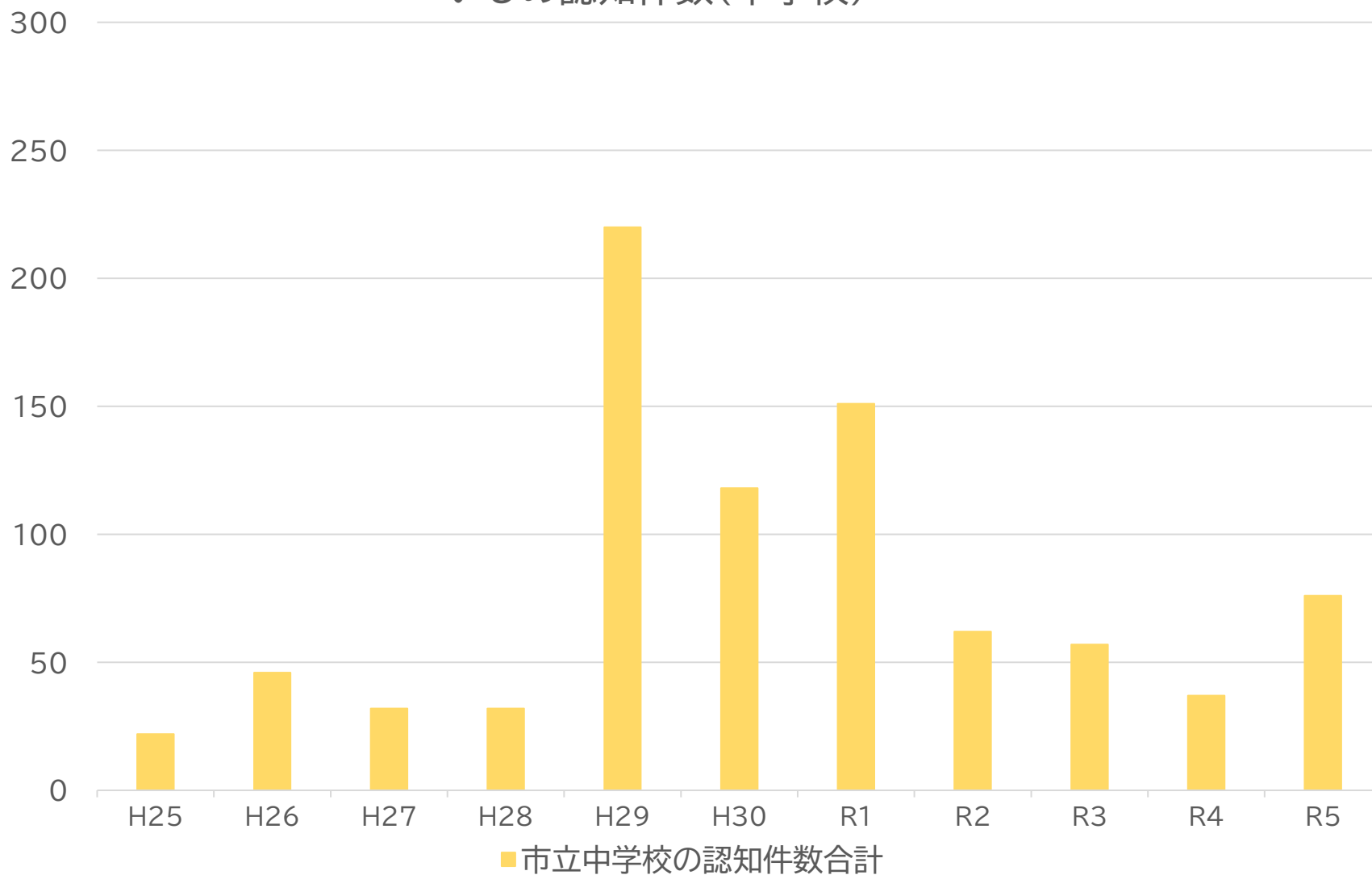
いじめ認知件数(小学校)



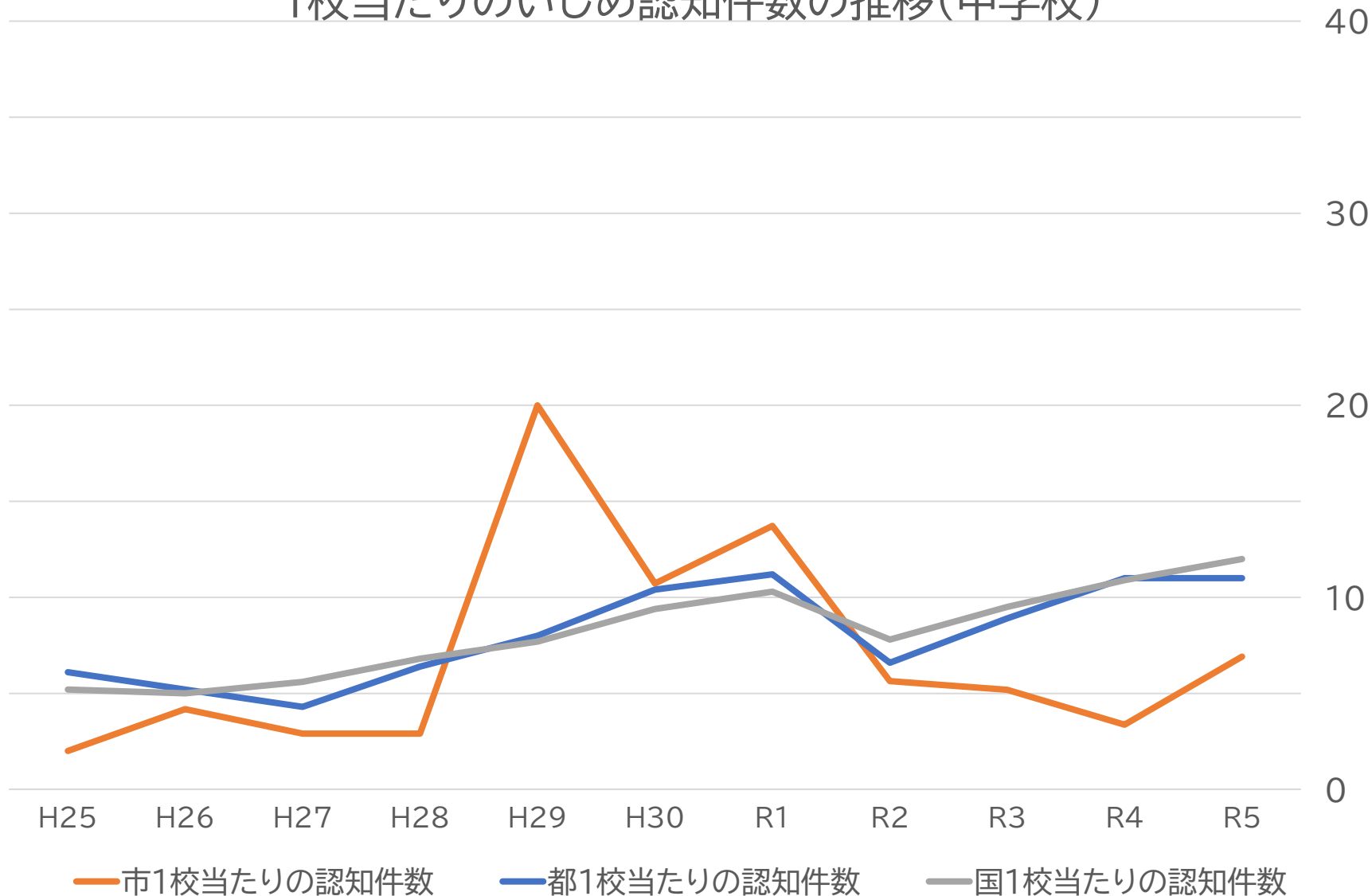
1校当たりのいじめ認知件数の推移(小学校)



いじめ認知件数(中学校)

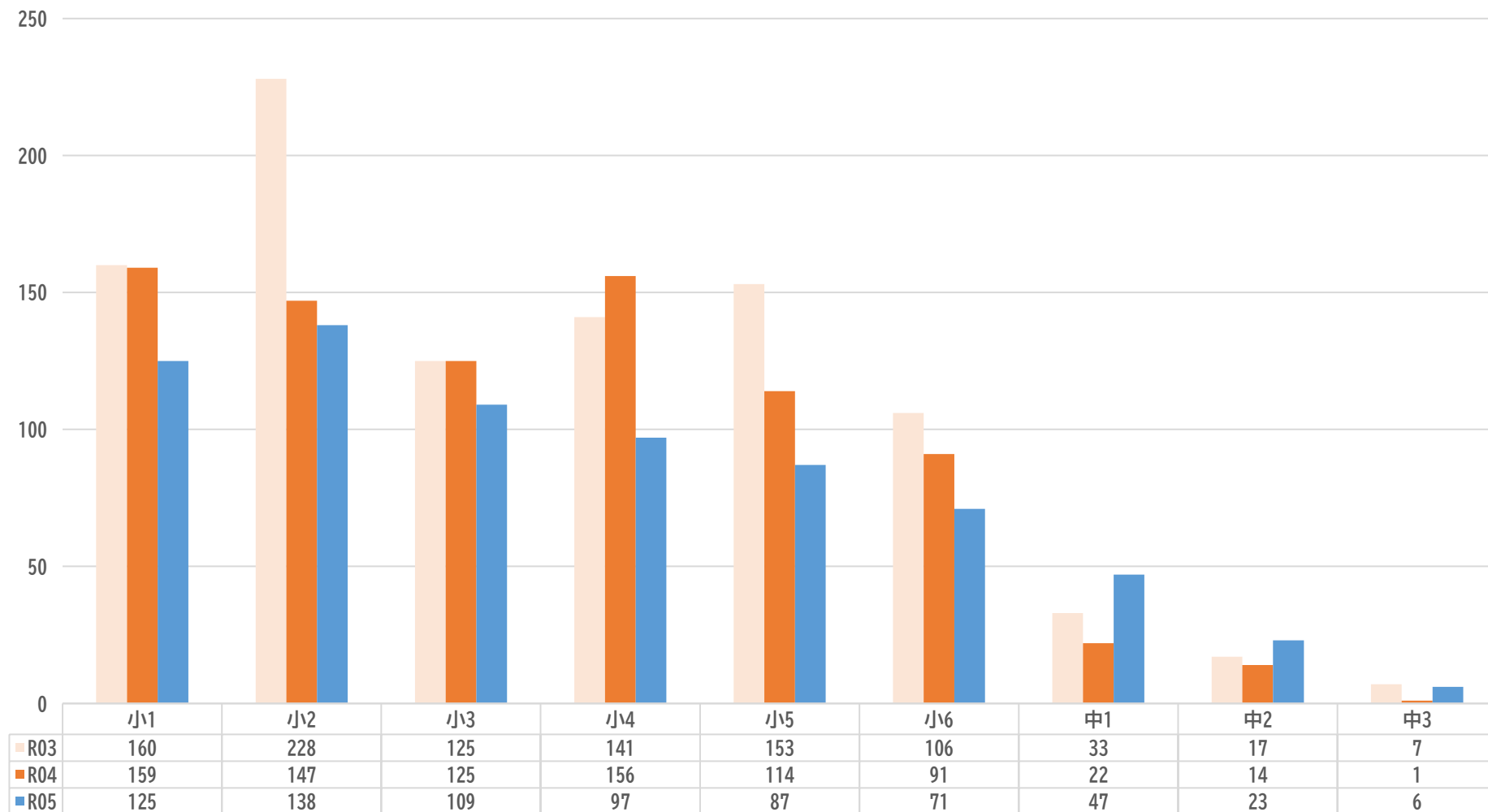


1校当たりのいじめ認知件数の推移(中学校)

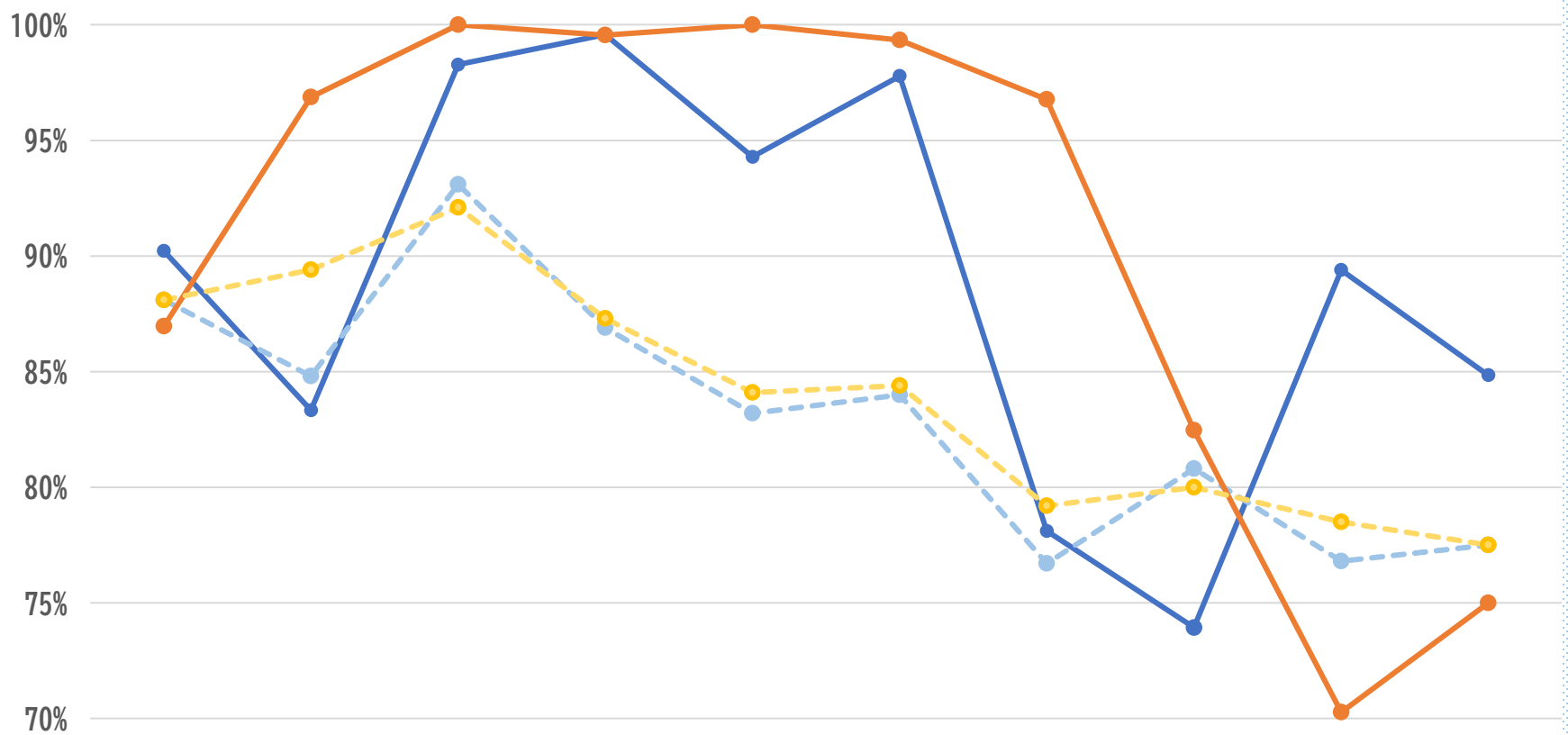


1 いじめの状況 学年別 いじめ認知件数

学年別 いじめ認知件数（令和3年度～令和5年度）



1 いじめの状況 解消しているものの割合

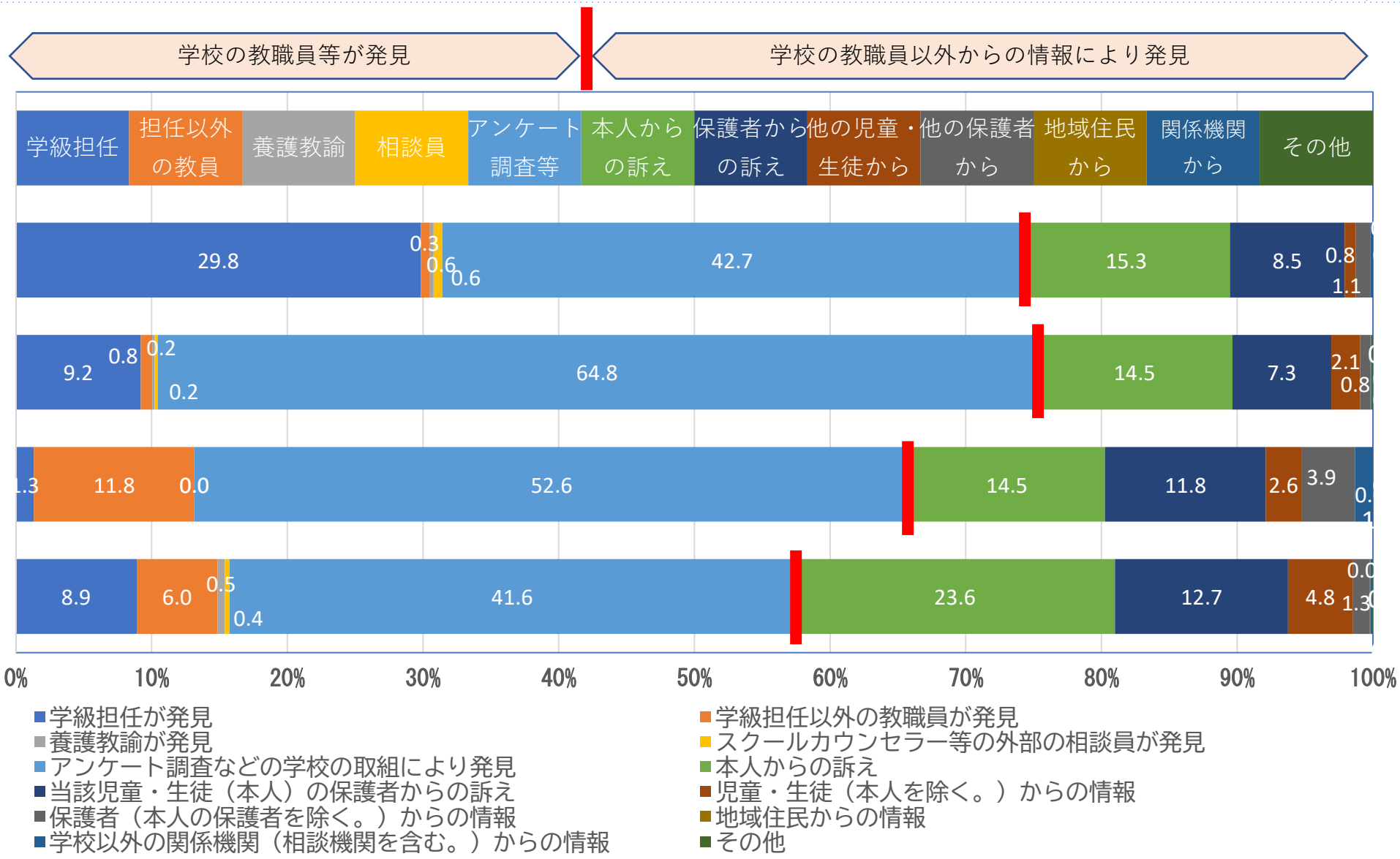


	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
市立小学校	90.2%	83.3%	98.3%	99.6%	94.3%	97.8%	78.1%	73.9%	89.4%	84.8%
都内小学校	88.1%	84.8%	93.1%	86.9%	83.2%	84.0%	76.7%	80.8%	76.8%	77.50%
市立中学校	87.0%	96.9%	100.0%	99.5%	100.0%	99.3%	96.8%	82.5%	70.3%	75.0%
都内中学校	88.1%	89.4%	92.1%	87.3%	84.1%	84.4%	79.2%	80.0%	78.5%	77.5%

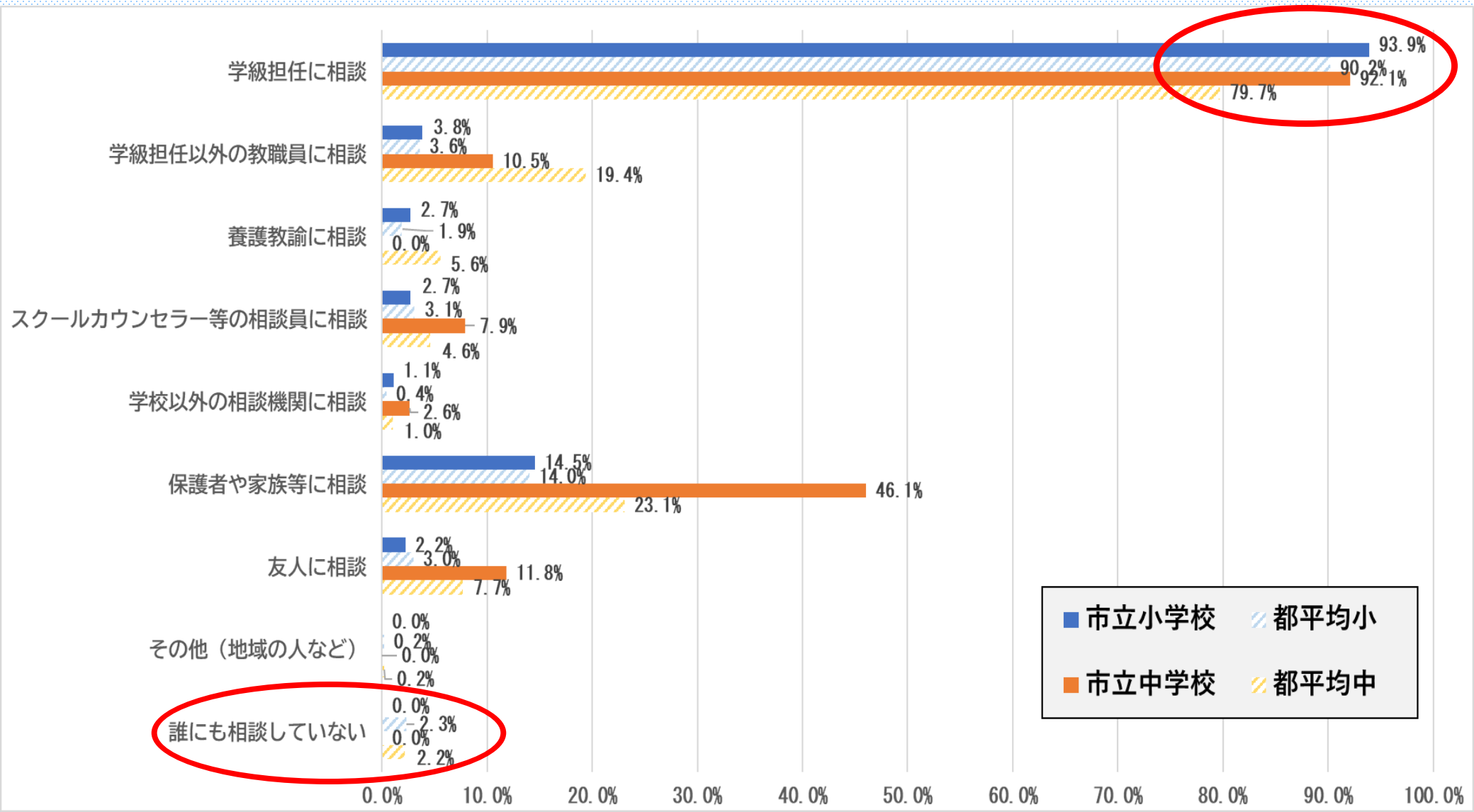
1 いじめの状況

いじめ発見のきっかけ

※枠内の数字は割合（％）

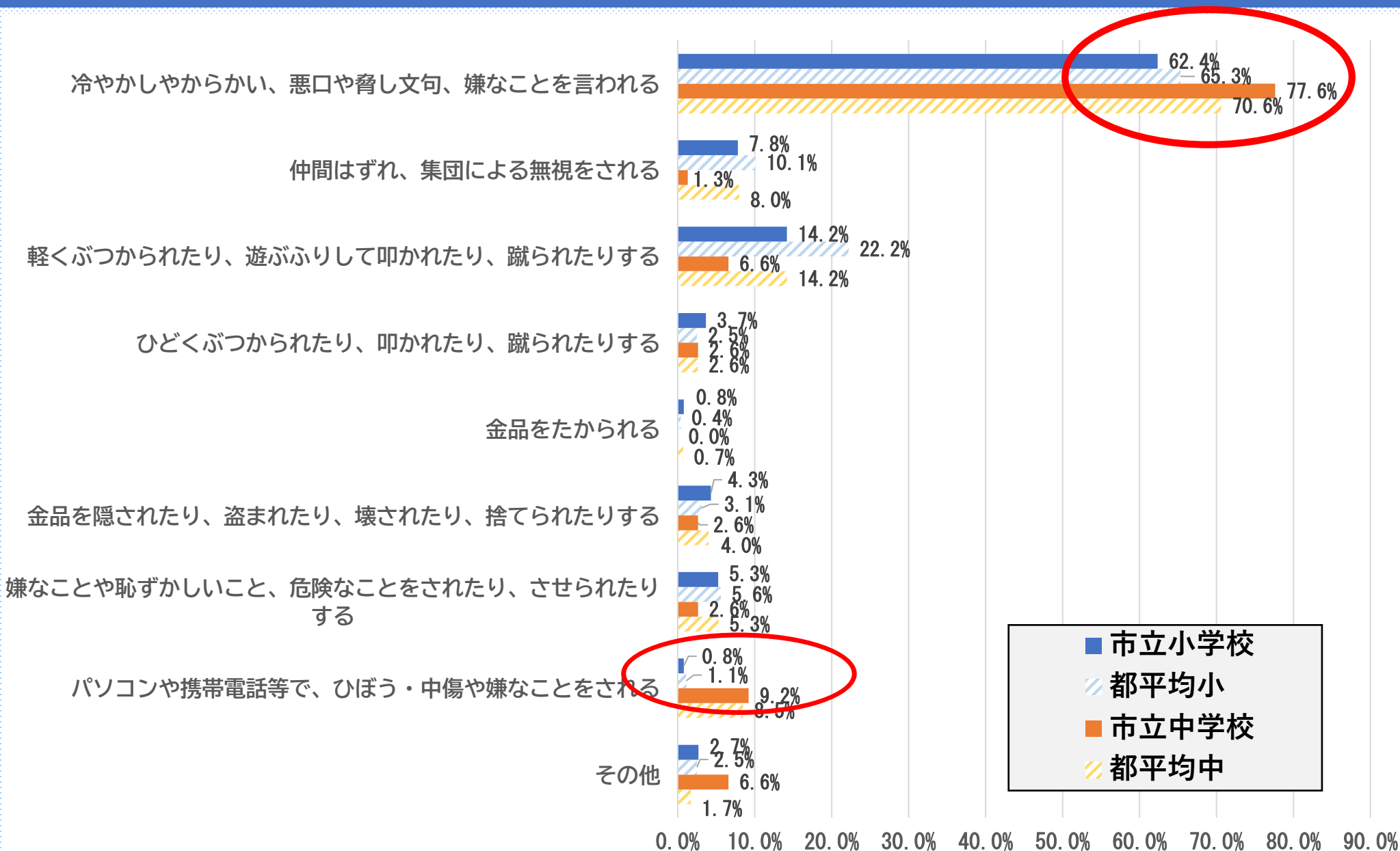


1 いじめの状況 いじめられた児童・生徒の相談状況



(※) 該当する件数÷いじめの認知件数×100 (%)

1 いじめの状況 いじめの態様



(※) 該当する件数÷いじめの認知件数×100 (%)

1 いじめの状況 いじめ問題対策委員会の成果

ア いじめの認知件数（中学校）の増加

- ・中学校の認知件数が増加（R4：37件 R5：76件 **39件増**）

イ いじめ発見のきっかけ

- ・小学校「学級担任による発見」が増加
（R4：3.9% R5：29.8% **25.9P増**）
- ・中学校「学校の教職員等が発見」が増加
（R5：56.7% R6：65.7% **9P増**）

ウ いじめられた児童・生徒の相談状況の改善

- ・小学校・中学校ともに「誰にも相談していない」が **0%**
（R4：小学校0.1% 中学校13.5%）

2 いじめ防止等に向けた取組（令和6年度）（1）小・中学校の取組

- ア 「府中市いじめ防止対策推進条例」に基づく子供たちへの指導
→年間指導計画に基づく「いじめに関する授業」の実施
→いじめは絶対に許されない行為であることの指導の徹底



府中第二小学校第5学年「いじめに関する授業」の様子

2 いじめ防止等に向けた取組 (令和6年度) (1) 小・中学校の取組

イ 保護者・地域と連携した対応

- 保護者会や地域懇談会等の機会を捉え、教員一人一人が「府中市いじめ防止対策推進条例」の趣旨を説明し、見守り体制構築等へ協力を依頼
- 学童クラブ、放課後子供教室等との連携
- 「学校いじめ防止基本方針」の更新に向けて、
スクールコミュニティ協議会において意見聴取を実施
(意見例) SNSを通したいじめ防止等の取組の具体、
保護者・地域の役割の明記 等

子供たちを社会総がかりでいじめから守る

2 いじめ防止等に向けた取組（令和6年度）（1）小・中学校の取組

ウ タブレット端末等を活用した学校生活アンケート等の実施

今週の「こころの天気予報」は？

一週間の学校生活の予想を天気で表してください。

3つの中から選びましょう *



☐ ○はれ（楽しみがいっぱい）



☐ △くもり（いいことも悪いこともあるそう）



☐ ×あめ（心配やいやなことがあるそう）

その天気を選んだ理由があれば教えてください（いくつでも）。

- ☐ 勉強のこと（楽しい活動があるな、わからないことが多いな）
- ☐ 友達のこと（会えるのが楽しみだな、心配なことがあるな）
- ☐ 休み時間のこと（遊ぶのが楽しみだな、遊びにさそえないな）
- ☐ 行事のこと（行事の準備が楽しみだな、みんなの前で話すのは心配だな）
- ☐ その他: _____

戻る

次へ

フォームをクリア

先生やカウンセラーに相談したいことはありますか？

- ☐ ○あるよ
- ☐ ×ないよ

戻る

送信

フォームをクリア

2 いじめ防止等に向けた取組 (令和6年度) (1) 小・中学校の取組

ウ タブレット端末等を活用した学校生活アンケート等の実施

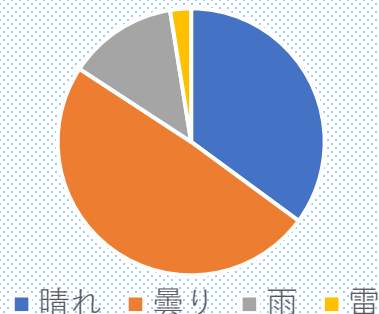
期待される効果

- 1 タブレット端末を活用することで、生徒の心の健康状態を学級担任だけではなく、管理職や生活指導主任、学年の教員等と即時共有することができる。
- 2 タブレット端末を活用することで、生徒が自分の不安や悩み等を表出しやすくなる。
- 3 生徒が、担任だけではなく様々な教員や関係機関に援助要請をすることが容易になる。
- 4 不登校及び不登校傾向の生徒や長期休業期間等、教員が直接対応することができない場合にも、時間と空間を越えて実施することができる。

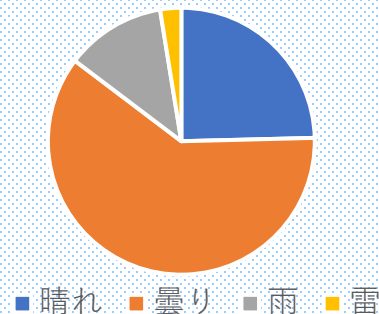
2 いじめ防止等に向けた取組（令和6年度）（1）小・中学校の取組

ウ タブレット端末等を活用した学校生活アンケート等の実施

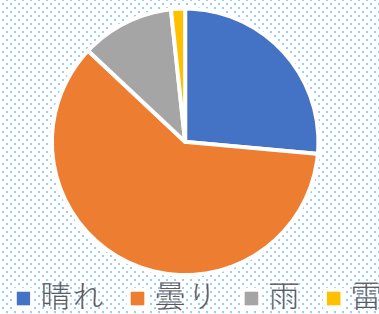
心の天気図(7月)



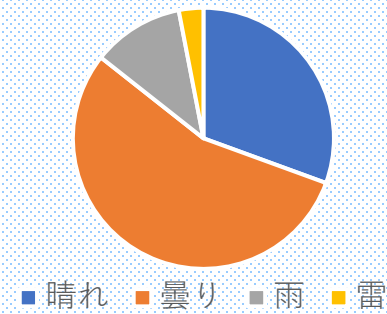
心の天気図(8月)



心の天気図(9月)



心の天気図(10月)



A中学校「心の健康観察」の調査結果

「雷」マークの早期対応が必要な児童・生徒は、毎月2～3%いる。
「雨」マークの児童・生徒は、毎月13%程度いる。

面談、スクールカウンセラーとの接続、保護者との連携など、積極的な支援を実施

2 いじめ防止等に向けた取組（2）市教育委員会の取組【新規】

ア 「いじめeラーニング」を全教員に実施し、いじめの定義や「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の流れ等について確認

1 目的

いじめ問題等に関わる教職員の理解度を確認し、いじめ問題への対応力向上を図る。

2 実施期間

令和6年11月1日(金)から令和6年11月30日(土)まで

3 対象

市立小中学校 全教員

Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	Q6	Q7	Q8	Q9	Q10	Q11	Q12	結果
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----

「いじめの認知」について正しいものを、次の①～④の中から1つ選んでください。

① 「仲良し同士の遊びの延長のようにも見えるから、もう少し様子を見よう。」、「この程度は、児童・生徒の日常によくあることだから、報告するには及ばない。」、「これから出張だから、週明けに報告しよう。」等の状況について、個人で判断する力が必要である。

② 「加害の児童・生徒がいじめを意図して行っていない行為」、「偶発的な行為」、「継続性がない行為」、「相手を特定せずに行った行為」などの場合は、被害の児童・生徒が心身に苦痛を感じていても、加害の児童・生徒の状況等を鑑みて、いじめとは認知しなくてもよい場合がある。

③ ふざけてちょっかいを出し合う場合などでは被害と加害の立場が転ずるケースがある。そのようなケースでいじめと認知してしまうと、いじめ防止対策推進法に則って対応せざるを得なくなってしまうので、苦痛の訴えとともに被害加害状況等も鑑みて、いじめの有無を学校いじめ対策委員会でよく判断する必要がある。

④ 教育相談週間を設けて、教育相談体制を全教職員で整備したり、登下校時に輪番制による教職員の挨拶運動を行ったりすることは、児童・生徒の異変に気付くきっかけになることがある。いじめの有無に関わらず、話した内容や気付きを電子データで記録に残し、教職員間で情報を共有することはいじめの早期発見につながっていく。

教育相談週間や挨拶運動以外にも児童・生徒の変化に気付く方法があります。各校で創意工夫することが大切です。

回答

○ 正解

2 いじめ防止等に向けた取組 (2) 市教育委員会の取組【新規】

イ 府中市教育委員会 いじめ問題対策委員会で協議された内容を踏まえた取組の充実

「府中市教育委員会 いじめ問題対策委員会」 周知・啓発リーフレット

令和5年7月
教育部指導室

第1回 府中市教育委員会 いじめ問題対策委員会 を開催しました。

府中市教育委員会では、府中市いじめ防止対策推進条例（令和5年4月施行）第9条に基づき、附属機関として、府中市いじめ問題対策委員会を設置しています。
令和5年6月5日に「第1回 府中市教育委員会 いじめ問題対策委員会」を開催し、府中市立学校のいじめの未然防止等のための対策の推進について協議しました。

1 府中市立小・中学校のいじめの防止等の対策を推進するための方策について諮問しました。
教育長から、対策委員会の委員長に対して、いじめの未然防止の取組や早期発見・早期対応の取組など、学校の対応力の向上に資する取組について各申すよう、諮問しました。

2 府中市立小・中学校のいじめの実態及び学校と教育委員会の取組について報告しました。

1 府中市におけるいじめの実態
「府中市立小・中学校のいじめの認知件数等」
2 府中市における取組状況
「学校の取組状況」「小・中学校別の取組状況」「学校における特色ある取組（成果）」「教育委員会の取組」
3 府中市におけるいじめ対応の課題
「学校間の認知件数の差」「教員一人一人の学校いじめ防止基本方針の理解」

3 府中市立小・中学校のいじめの未然防止等のための対策の推進について協議・意見交換を行いました。

- いじめの認知件数「0件」の学校がないことは、いじめ防止対策推進法のいじめの定義の正しい理解がされている。⇒法に基づいた正しい認知
- 重大事態だと保護者等から申出があった場合は、重大事態として対応する必要があることを、学校が理解し、対応していくことが重要である。⇒重大事態への正しい対応
- 中学校では、学級担任への相談が東京都の平均と比較すると低い傾向にあるが、保護者や家族、友人に相談していることは評価できる。相談できる環境が整えられていることが大切である。⇒児童・生徒のSOSの出し方とSOSをキャッチできる教職員等の資質向上
- 学校いじめ防止基本方針を正しく理解し、保護者へ説明できるようにしていくことが必要である。また、年度途中で実施率を上げていくというのではなく、年度当初に、教職員の共通理解と保護者への説明を確実にやっていくことが必要である。⇒全教職員による学校いじめ防止基本方針の理解と保護者へ説明できる機会の確保
- コロナ禍で様々な活動が制限され、宿泊行事やグループ活動など、人間関係づくりが十分にできなかった3年間がある。新型コロナウイルス感染症が流行し、活動が緩和されることで、人と人とが関わる機会が増加し、人間関係をうまく構築できればいいが、不安を抱える子どもやいじめにつながるケースも増加することが懸念される。⇒コミュニケーション能力の育成と合意形成を図る話し合い活動などの特別活動の充実
- 学校いじめ問題対策委員会の確実な実施が重要である。⇒学校いじめ問題対策委員会の定期的な開催と事業発生時の迅速な開催
- 学校の生活の8割を授業が占めることから、授業の充実が重要である。⇒子どもの「分かる・できる」を目指した不断の授業改善
- 児童会、生徒会など、子どもたち同士でいじめのことを議論し、子ども主体の取組が充実されていくと良い。⇒児童・生徒の主体性を発揮した取組の充実
- 学校生活アンケートなどタブレット端末を活用した取組についてどのように運用し、子どもにどのようにフィードバックしていくのか今後の取組に期待したい。⇒子ども実態把握の工夫・充実

令和5年2月
教育部指導室

第2回 府中市教育委員会 いじめ問題対策委員会 を開催しました。

令和6年1月30日に「第2回 府中市教育委員会 いじめ問題対策委員会」を開催し、府中市のいじめの実態及びいじめ防止等に向けた取組について報告するとともに、令和6年度の府中市教育委員会及び府中市立小・中学校におけるいじめ防止に向けた対応を充実させるため協議しました。

1 府中市立小・中学校のいじめの実態及び学校と教育委員会の取組について報告しました。

1 府中市におけるいじめの実態（令和4年度）
「府中市立小・中学校のいじめの認知件数等」
2 いじめ防止等に向けた取組（令和5年度）
「小・中学校の取組」「教育委員会の取組」
3 今後の対応
府中市いじめ対策推進条例や基本方針に則った組織的な対応、認知したいじめの全件対応、関係機関との連携強化、魅力ある学校づくりの推進など、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の一層の充実

2 令和6年度における府中市立小・中学校のいじめの未然防止等を図るための取組について協議しました。

- 子どもたちが学習や生活する教室環境が大切である。どのような環境が子どもたちにとって望ましいものなのか、「子どもファースト」の視点を大切にしてほしい。⇒落ち着いた学習に取り組める教室環境の工夫
- 子どもの権利など、日常的な人権教育の充実を図る必要がある。⇒人権教育の更なる充実
- タブレット端末を活用したアンケートには様々な可能性がある。どのくらいの頻度で行うのか、発展的な使い方など効果的な活用方法を検討してほしい。⇒積極的に児童・生徒の状況把握を行うためのタブレット端末の活用工夫
- 誰にも相談していない児童・生徒の存在には、注意する必要がある。SOSの出し方教育、頼れる人の存在が必要であり、身近な人に相談できるようにしていきたい。⇒相談機関の周知、相談しやすい環境づくり（いつでも、誰にでも相談）、悩みを一人で抱え込まない態度の育成
- 児童・生徒の実態に寄り添った指導・支援を行うことが大切である。⇒教育相談の研修の更なる充実、児童・生徒理解に基づいた生活指導の徹底
- 教員がいじめ問題に苦勞していることや、不安になっていることを把握する必要がある。⇒いじめ対応は担任等の個人の対応で行うものではなく、組織対応であることの意識啓発、OJTの推進、管理職による日常的な声掛け
- いじめの解消後に再発する可能性と、被害・加害が入り替わる可能性があることを認識して、指導・支援に当たること。⇒継続的な見守りの徹底
- 教育課程デザインに基づいた教育活動の充実を図る。⇒市立小・中学校全校で義務教育9年間の系統的・継続的な取組により特に重視して育成を目指す資質・能力の共有、特別活動の特質や役割を意識した教育活動の推進

2 いじめ防止等に向けた取組 (2) 市教育委員会の取組【再掲】

- ウ 「府中市いじめ防止対策推進条例」に基づく各学校におけるいじめ防止等の取組が、確実に行われるよう支援
→学校からの報告をもとに、被害の子供のケアや保護者対応、再発防止策等に指導・助言
- エ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談、児童相談所、民生・児童委員、保護司及び警察等の関係諸機関と連携した対応
→生活指導主任会への関係諸機関の参加及び円滑な連携に向けた研修会の実施
- オ 小学校第5学年及び中学校第1学年生徒へのスクールカウンセラーによる全員面接の実施
→事前アンケートを実施し、児童・生徒の状況を踏まえて面接順を設定

2 いじめ防止等に向けた取組 (2) 市教育委員会の取組【再掲】

オ スクールロイヤール制度の活用による未然防止と早期解決

→いじめ対応等に関する学校管理職向け研修会の実施

→いじめ対応等に関する法務相談の実施

カ 生活指導主任会における効果的ないじめ防止等に向けた
研修・検討・協議

→いじめの積極的な認知に向けた研修の実施、
学校いじめ対策委員会の運営方針や校内研修についての協議

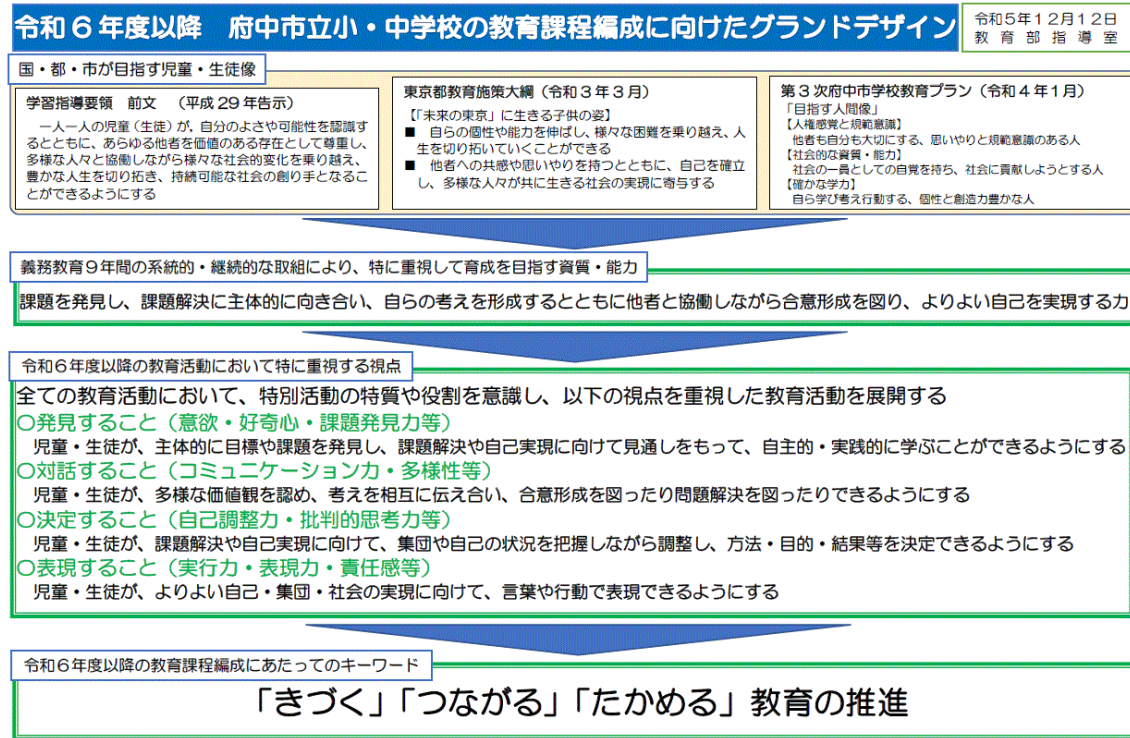
キ 校内研修及び若手教員育成研修会等における研修の実施

3 今後の対応【新規】

【いじめの未然防止・早期発見・早期対応の一層の充実】

ア 魅力ある学校づくりの推進【きずなづくり】

→全ての教育活動において、特別活動の特質や役割を意識し、「発見すること」「対話すること」「決定すること」「表現すること」の4つの視点を重視した教育活動を展開する。



3 今後の対応【新規】

【いじめの未然防止・早期発見・早期対応の一層の充実】

イ 魅力ある学校づくりの推進【居場所づくり】

- エデュケーション・アシスタントを活用し、いじめの認知件数が多い小学校第1学年から第3学年を対象に学習指導及び生活指導の支援の充実を図る。
- 子ども発達支援センター「はばたき」との連携を強化し、保健師と指導主事による学校訪問の実施や相談体制の充実など、安定した学校・学年・学級づくりを支援する。

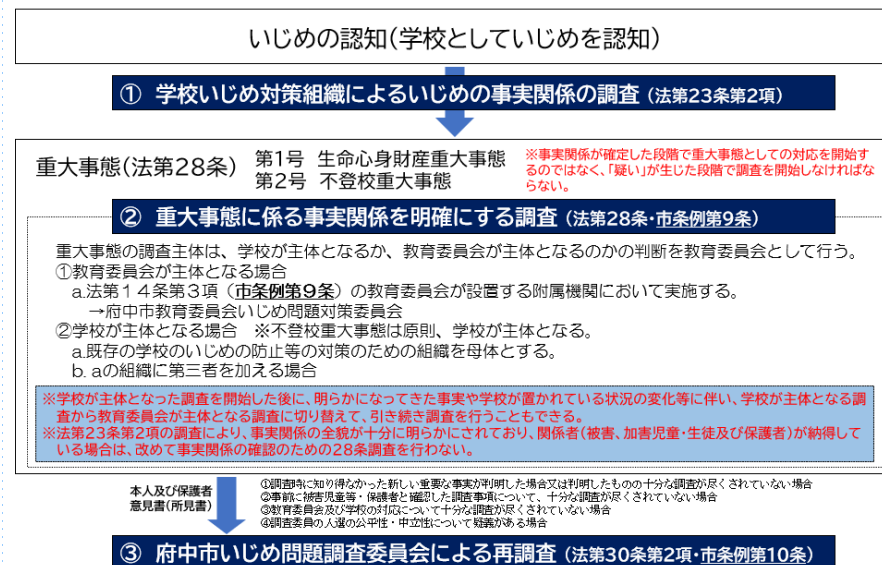
3 今後の対応【新規】

【いじめの未然防止・早期発見・早期対応の一層の充実】

ウ いじめ重大事態やいじめ重大事態の疑いのある事案発生時の組織的な対応の徹底

→教育委員会との連携や校内における連絡体制、「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の流れについて、チェックリストやフローチャートを活用して徹底

府中市における重大事態に係る調査フロー



3 今後の対応【新規】

【いじめの未然防止・早期発見・早期対応の一層の充実】

エ 加害の児童・生徒に対する指導及び支援

→いじめが発生した際に、加害の児童・生徒に対して、いじめをやめさせ再発を防止するために、長期的な対応方針を定め、組織的・継続的な指導及び支援を実施する。

→加害の児童・生徒の家庭の環境や保護者とのコミュニケーションを見直し、家庭と連携した指導の充実を図る。

→いじめの行為を行う背景に配慮しながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、心理的な面や福祉的な面からの継続的な支援を実施する。

3 今後の対応【再掲】

【いじめの未然防止・早期発見・早期対応の一層の充実】

オ 豊かな情操と道徳心の育成

→子供たちが互いの人格を尊重し、思いやりの心をもって他者と関われるよう、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

カ 子供と教職員の信頼関係の構築

→子供たちが躊躇なく教職員に相談できるよう、日常からのコミュニケーションと子供の言葉を受容的・共感的に聴く姿勢を示す。

3 今後の対応【再掲】

【いじめの未然防止・早期発見・早期対応の一層の充実】

キ 教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知

→「いじめ発見のためのアンケート」の活用だけではなく、学級担任等の教職員による日常的な対話や注意深い観察から子供の些細な変容を見逃さず、迅速な支援を「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応を実施する。

→心や体調の変化の早期発見・早期対応のための「心の健康観察」の効果的な実施に向けた検証を行い、全校に周知する。

- (1) いじめ重大事態の防止に向けた取組の充実について
- (2) 加害児童・生徒に対する指導及び支援について